

内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (ドブレ760WD No.1/3)

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

○告示第225号第一項第二号イの場合

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種：ドブレ760WD

◇壁のシール無し

◇側面扉を開口部とみなさない。

◇水平投影面積は脚を含まない。

◇計算方法・計算結果

□ストーブ等可燃物燃焼水平距離

ストーブの鉛直投影面積（正面・背面）： $A_v=4602\text{cm}^2$ (78cm×59cm)

ストーブの鉛直投影面積（左右側面）： $A_v=3510.5\text{cm}^2$ (59.5cm×59cm)

1. 正面（開口部がある面の離隔距離（ガス等扉付））

$$L_{sop}=2.4 \times \sqrt{4446}=162.8\text{cm}$$

2. 右側面（開口部がない面の離隔距離）

(※薪投用サイドドアー：當時使用しない扉のため開口部とみなさない)

$$L_{ssi}=1.59 \times \sqrt{3510.5}=94.2\text{cm}$$

3. 左側面（開口部がない面の離隔距離）

$$L_{ssi}=1.59 \times \sqrt{3510.5}=94.2\text{cm}$$

4. 背面（開口部がない面の離隔距離）

$$L_{ssi}=1.59 \times \sqrt{4602}=107.9\text{cm}$$

□ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

ストーブの水平投影面積： $A_h=4641\text{cm}^2$ (78cm×59.5cm)

5. ストーブ上面の離隔距離

$$H_s=0.0106 \times (1+(10000/(4641+800))) \times 4641=139.6\text{cm}$$

□ストーブ等可燃物燃焼基準距離（作図により軌跡を示す）

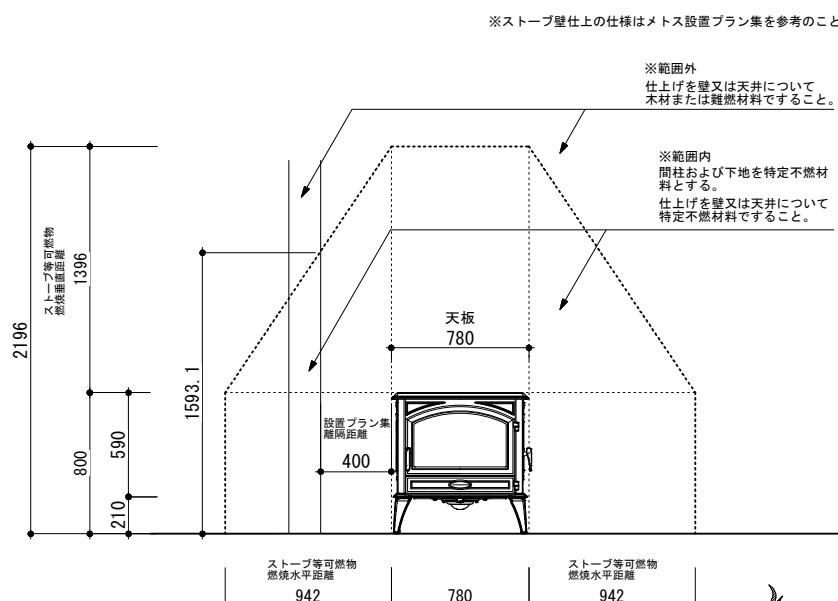
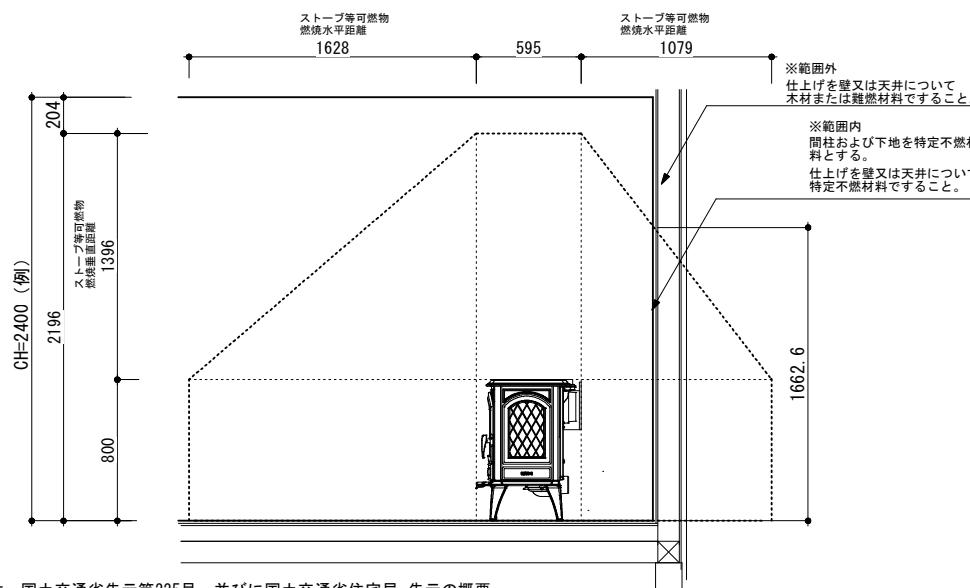
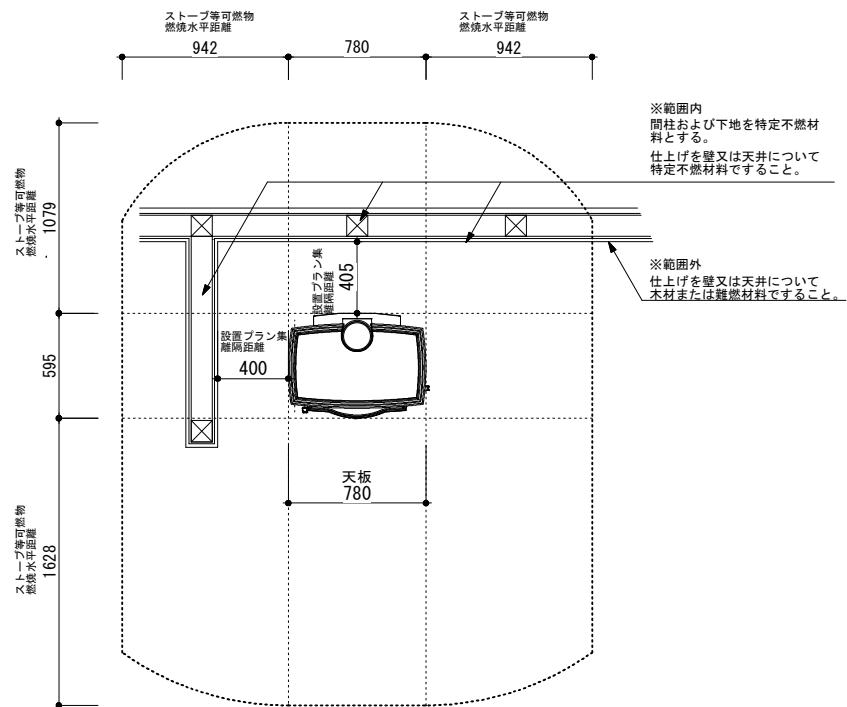
$$D_s=(H_s-h) \times L_s$$

(※Dsは各高さの計算結果の軌跡によって表現される。)

◇特定不燃材料

不燃材料のうち、平成12年建設省告示第1400号第1号から第8号まで、第10号、第12号から第17号までに該当する材料。

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・瓦
- ・陶磁器タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・ガラス繊維混入セメント板（厚さ3mm以上）
- ・繊維混入ケイ酸カルシウム板（厚さ5mm以上）
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・せっこうボード
(厚さ12mm以上、ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のもの)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板



内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (ドブレ760WD №.2/3)

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

○告示第225号第一項第二号ロの場合

※遮熱板等範囲計算の一例

※範囲計算条件

△ストーブ本体機種：ドブレ760WD

△壁のシール：遮熱板等あり

△側面扉を開口部とみなさない。

△水平投影面積は脚を含まない。

(1) - (i) ストーブと可燃物燃焼部分の壁との距離

ストーブと遮熱板等の最低距離：27.5cm 以上
壁と遮熱板等の最低距離：2.5cm 以上

(1) - (ii) ストーブと可燃物燃焼部分の天井との距離

ストーブと遮熱板等の最低距離：27.5cm 以上
天井と遮熱板等の最低距離：2.5cm 以上

(2) ストーブと壁までの最低クリアランス

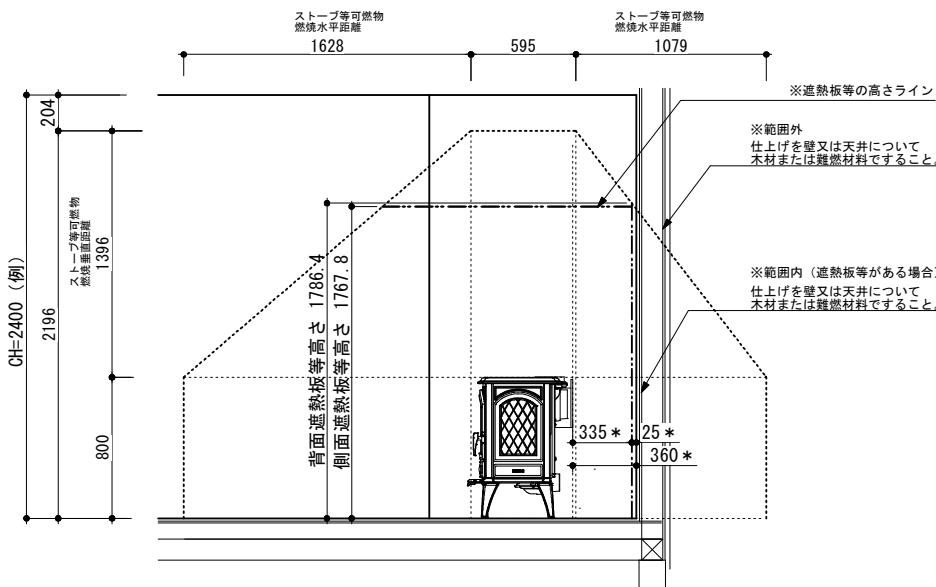
可燃物水平距離の1/3の距離と最低距離30cmを比較し、距離が長い値以上とする。

ドブレ760CBの場合：前面：54.3cm以上
右側面：31.4cm以上
左側面：31.4cm以上
背面：36.0cm以上

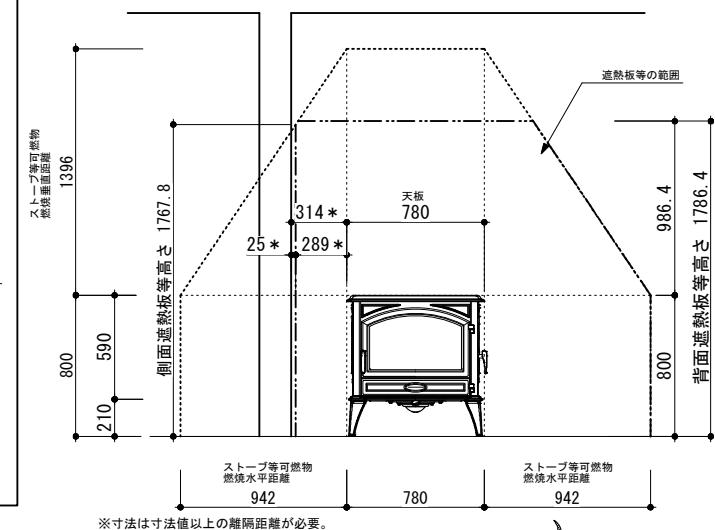
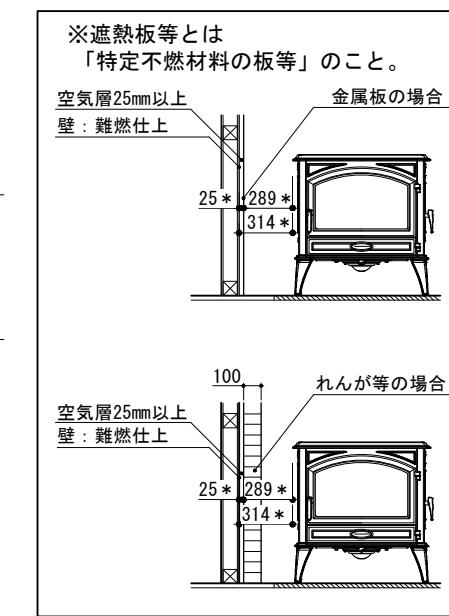
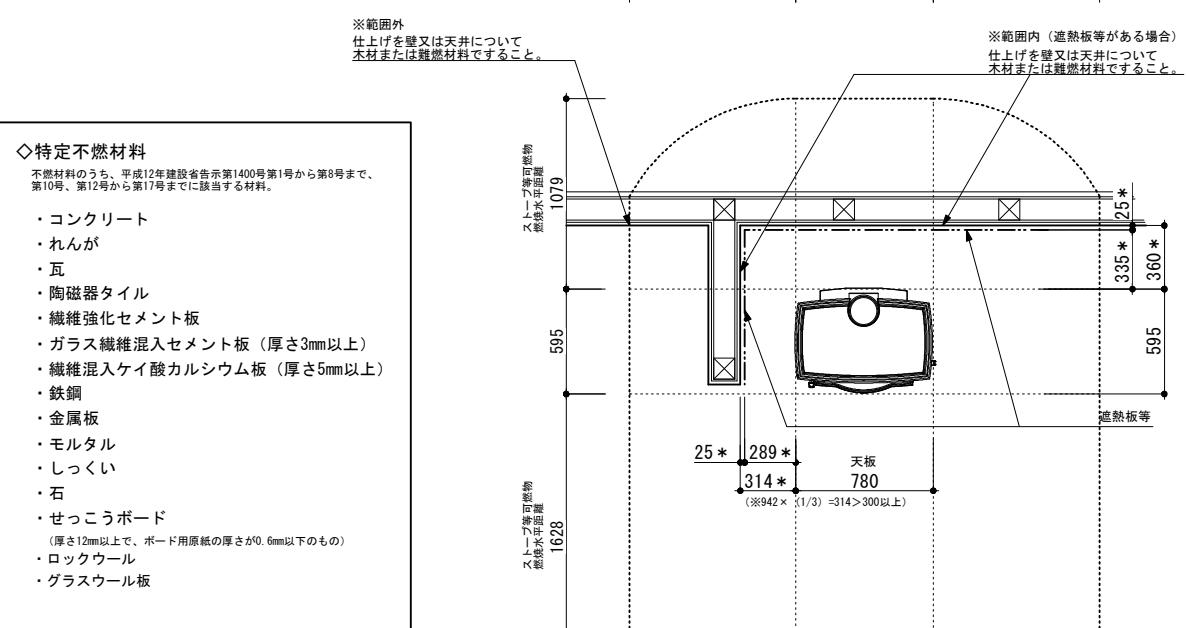
※遮熱板の範囲は、壁の位置や形状により計画ごとに検討します。

この資料に示す範囲（二点鎖線部分）は一例です。

※本資料（ドブレ760WD №.2/3）のストーブと壁までの最低クリアランスは室内の煙突を
口元より上部の仕様について、断熱直筒若しくは2重直筒を使用する場合とします。
室内（シングル）直筒を使用する場合は別途「薪ストーブ設置プラン集」をご参照下さい。



※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、
および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。



※寸法は寸法値以上の離隔距離が必要。

内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (ドブレ760WD No.3/3)

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

○告示第225号第一項第二号ロの場合

※遮熱板等範囲計算の一例 (コーナー設置の場合)

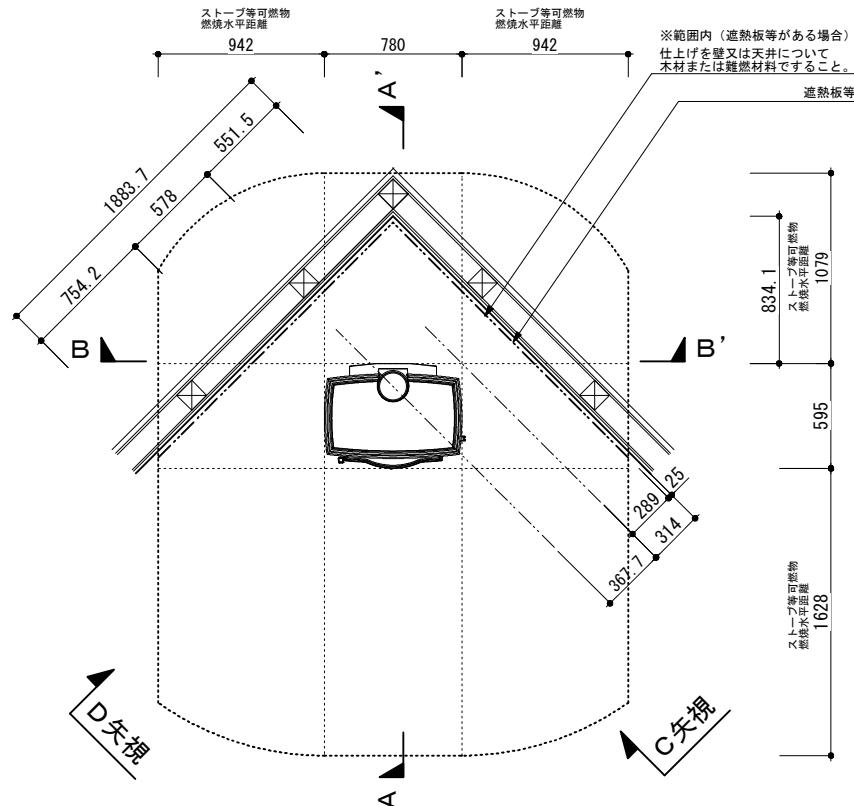
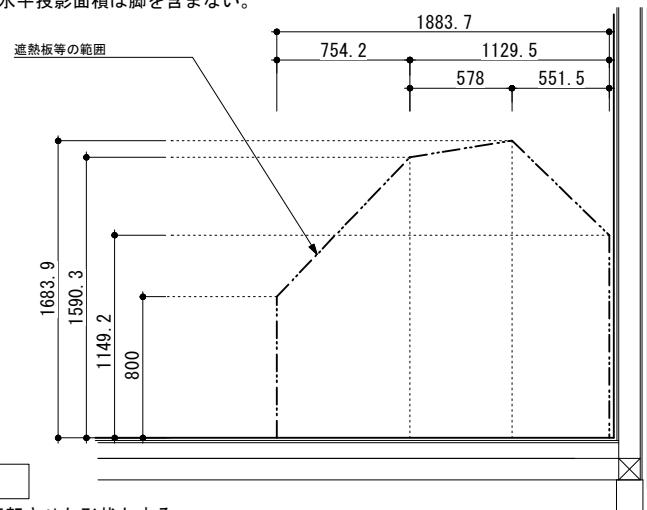
※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種: ドブレ760WD

◇壁のシルト: 遮熱板等あり

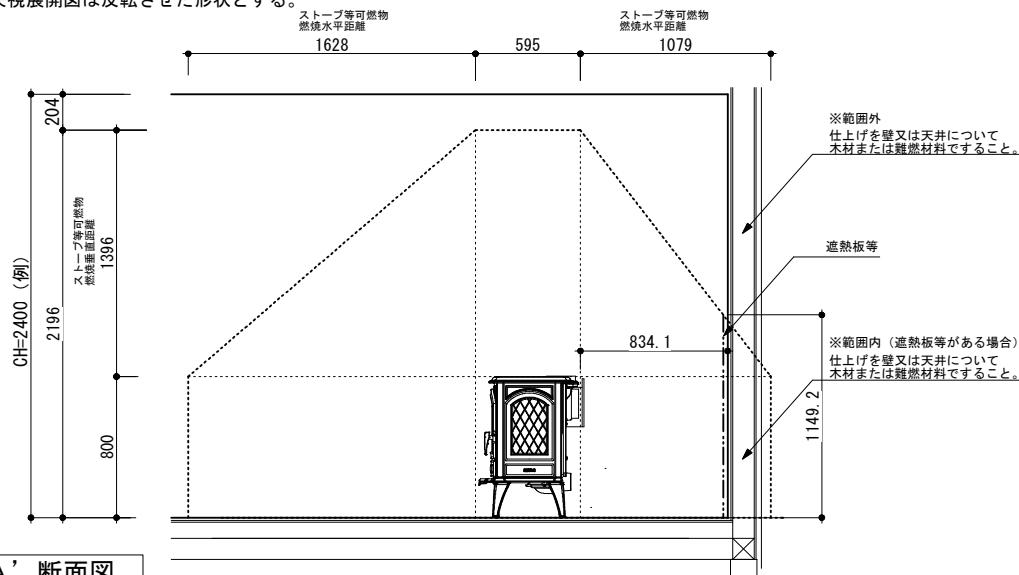
◇側面扉を開口部とみなさない。

◇水平投影面積は脚を含まない。



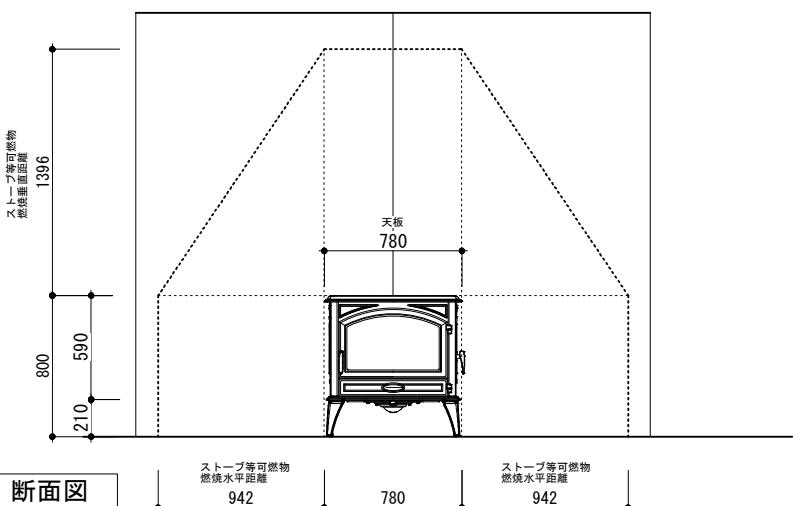
C矢視展開図

※D矢視展開図は反転させた形状とする。



A-A' 断面図

※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、
および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。



B-B' 断面図